

建物構造区分確認ガイド

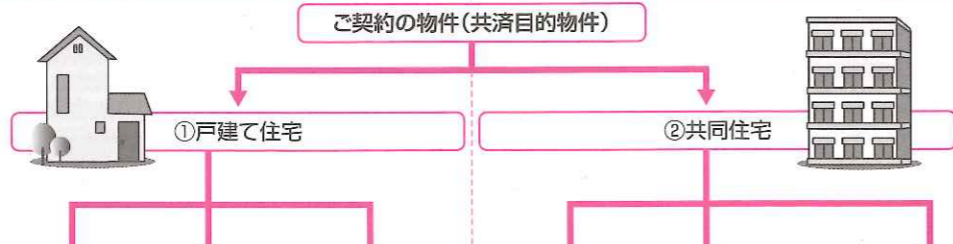
「新火災共済」、「新自然災害共済」への加入にあたっては、お住まいの住宅の建物構造区分をご確認いただく必要があります。以下のガイドに沿って、お住まいの建物構造区分を確認してください。

建物構造区分	木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
	「マンション構造」および「鉄骨・耐火構造」に該当しない建物	「マンション構造」に該当しない以下の建物 ●コンクリート造 ●鉄骨造の住宅 ●耐火・準耐火建築物、省令準耐火建物	●コンクリート造の共同住宅 ●耐火建築物の共同住宅

ステップ1 建物形態

ご契約物件の建物形態をご確認ください

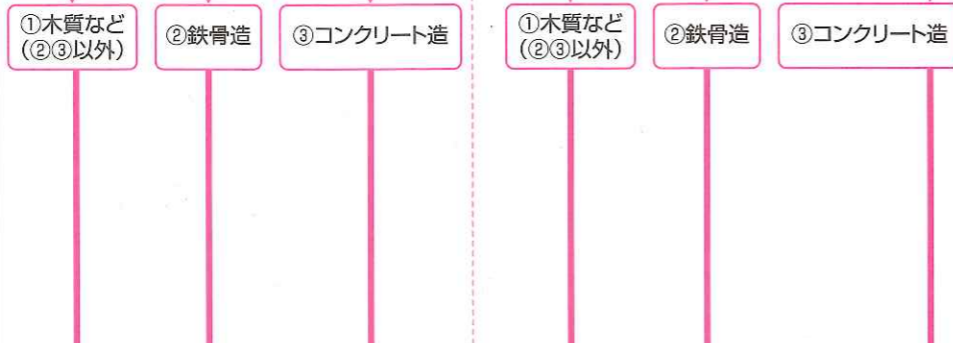
- ①戸建て住宅
●共同住宅以外のすべての住宅。
●建物内部で行き来のできる二世帯住宅。
- ②共同住宅
●同一建物内に2戸以上の戸室がある住宅。具体的には、マンション・アパート・長屋造・テラスハウス等。
●建物内部で行き来のできない二世帯住宅。



ステップ2 柱の材質

ご契約物件の柱の材質をご確認ください

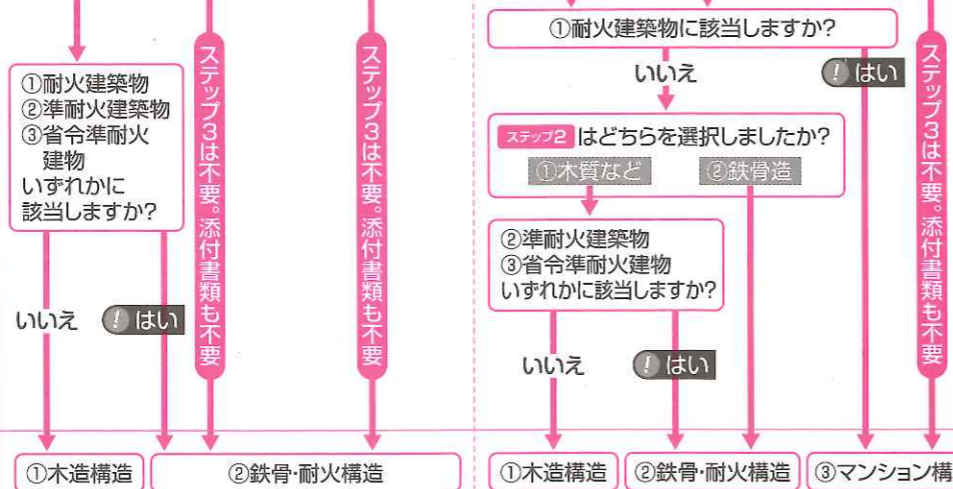
- ①木質など
下記の②③以外の材質の柱で組み立てた建物。なお柱がない枠組壁工法建物(2×4建物)を含む。
- ②鉄骨造
すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を鉄骨(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物。鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含む。なお、土蔵造も鉄骨造となる。
- ③コンクリート造
すべての柱(付け柱・飾り柱除く)をコンクリートで造った建物。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造(鉄補強材含む)・れんが造・石造もコンクリート造となる。



ステップ3 耐火基準

ご契約物件が耐火基準に適合しているかご確認ください

- ①耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に適合)
●壁・柱・床等に一定の耐火性能がある。
●窓・ドア等で延焼のおそれのある部分に一定の防火性能を持つ設備がある。
- ②準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3に適合)
●壁・柱・床等に準耐火性能がある。
●上記と同様の準耐火性能があるものとして壁・柱・床等の防火措置やその他の事項について、政令で定める技術基準に適合する。
- ③省令準耐火建物
住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が定める「省令準耐火」の仕様を合致する建物
●ただし、住宅金融支援機構のまちづくり融資制度の対象となる「まちづくり省令準耐火構造」は、省令準耐火建物に該当しません。



適用となる建物構造区分

ステップ3が「はい」の場合は、下記の耐火基準の確認方法をご確認ください。

- 4階建て以上の建物で3階以上の階が共同住宅である場合(昭和35年以降に建築のもの)
建物の階数が地上4階以上であり、かつ3階以上の階が共同住宅として使われている建物は、法令上、耐火建築物とすることが義務付けられているため、耐火基準は耐火建築物・建物構造区分はマンション構造が適用されます。
- ▼上記に該当しない場合
- ハウスメーカー名・住宅名・商品名での確認
ハウスメーカー名・住宅名・商品名をもとに、全労済のホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)で耐火基準コードをご確認ください。
※住宅によっては確認できない場合があります。
※確認できた場合は、申込書の「確認方法」欄に「4」と記入するとともに「耐火基準コード」欄に4桁の数字を記入してください。
- ▼上記で確認できない場合
- 建物確認申請書、仕様書、他保険証券などでの確認
耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物を示す以下のいずれかの書類をご確認ください。
建築確認申請書、設計仕様書、設計図面、その他ハウスメーカー・販売者・不動産賃貸業者等の作成資料または他保険の火災保険契約の保険証券に記載されているM構造・T構造の構造級別(※M構造は「マンション構造」、T構造は「鉄骨・耐火構造」)など。
- ▼上記書類がご自宅にない場合
- 耐火基準申請書(全労済所定の書類)のご提出
対象となる建物が耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物のいずれかの耐火基準に合致する建物であることを、「耐火基準申請書」を使って施工者・販売者・不動産賃貸業者等より証明してもらってください。
「耐火基準申請書」が必要な場合は、お手数ですが全労済までご連絡ください。

申込書の「確認方法」欄に記入いただく番号	申込書の提出書類
2	申込書のみ
4	申込書のみ
1	申込書の提出書類 申込書と左記確認書類
3	申込書の提出書類 申込書と耐火基準申請書

必要保障額*と掛金計算

★必要保障(加入基準)額とは、元通りの生活を再建するためにかかる金額の目安です。

注)他の火災保険(共済)がある場合、その契約金額との合計が、全労済の必要保障(加入基準)額を超えないようお申し込みください。住宅の加入基準額を超えて加入いただいても被災された場合には、加入基準額以上のお支払いはできません。
注)共有持分になっている場合は、持分に応じて分割し、できるだけ所有者が契約者となってください。

1 住宅保障

住宅の必要口数は?

延べ床面積(坪=㎡÷3.3) × 表1 = 必要口数

※坪数小数点以下切り上げ (下の表1を参照) ※奇数は偶数へ切り上げてください。

必要口数 × 10万円 = 住宅の必要保障額 万円

表1 住宅の加入基準口数(評価額) 最高限度口数 400口(4,000万円)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準口数
木造構造	東京・神奈川・京都・大阪	8口(80万円)
	宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・長野・山梨・静岡・富山・石川・福井・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・和歌山・兵庫・鳥取・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	7口(70万円)
	上記に記載のない道県	6口(60万円)
	東京・神奈川	9口(90万円)
鉄骨・耐火構造 マンション構造	埼玉・千葉・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫	8口(80万円)
	上記に記載のない道県	7口(70万円)

●1口あたり10万円保障(新火災共済)

2 家財保障

家財の必要口数は?

世帯人数・世帯主の年齢・住宅延床面積より下表で確認してください。

必要口数 × 10万円 = 家財の必要保障額 万円

表2 家財の加入基準口数(評価額) 最高限度口数 200口(2,000万円)

住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	50口(500万円)	90口(900万円)	100口(1,000万円)	110口(1,100万円)	120口(1,200万円)
	30歳以上 40歳未満	60口(600万円)	130口(1,300万円)	140口(1,400万円)	150口(1,500万円)	160口(1,600万円)
10坪未満	40歳以上	70口(700万円)	180口(1,800万円)	190口(1,900万円)	200口(2,000万円)	200口(2,000万円)
	10坪未満	上記の口数または70口(700万円)のいずれか少ない口数				

●1口あたり10万円保障(新火災共済)

3 借家などにお住まいの方は、大家さんへの保障も大切です

※持ち家にお住まいの方はご加入いただけません。

あなたの希望する保障額 = 表3 借家人賠償責任特約

(下の表3を参照)

表3 借家人賠償責任特約(保障額算出の目安)

借入住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50㎡未満)	100口(1,000万円)
マンション・アパート(延床面積50㎡以上)	200口(2,000万円)
戸建て	200口(2,000万円)

※特約のみの加入はできません。新火災共済(家財)契約に30口以上加入している場合、お申し込みいただけます。
※2口単位(偶数口数)で申し込みください。
※上表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。
上表以外にも借入住宅の延床面積を問わず50口(500万円)~400口(4,000万円)の範囲で加入できます。

- 加入基準にしたがって住宅と家財にそれぞれ2口単位(偶数口数)でご加入ください。
- 新自然災害共済の加入口数は新火災共済と同口数になります。
- 類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は新火災共済に30口以上、盗難保障特約は新火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

住宅の必要口数 + 家財の必要口数 = 加入口数

必要保障額のうち加入できるのは
住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)が限度です。

4 掛金を算出してみよう!

掛金を合計

新火災共済	
1口あたりの掛金	月払い
木造構造	6.0円
鉄骨・耐火構造	3.5円
マンション構造	3.0円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	2.5円

= 新火災共済の掛金

掛金を合計

新自然災害共済		
※「大型タイプ」「標準タイプ」のいずれかをお選びください。		
1口あたりの掛金	月払い	
木造構造	大型タイプ	14.0円
	標準タイプ	9.5円
鉄骨・耐火構造	大型タイプ	9.0円
	標準タイプ	6.0円
マンション構造	大型タイプ	8.0円
	標準タイプ	5.5円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	大型タイプ	7.0円
	標準タイプ	5.0円

= 新自然災害共済の掛金

掛金を合計

借家人賠償責任特約	
1口あたりの掛金	月払い
木造構造	4.0円
鉄骨・耐火構造	2.0円
マンション構造	1.5円

= 借家人賠償責任特約の掛金

付帯できる特約の掛金

特約	月払い
類焼損害保障特約	200円
盗難保障特約	100円
個人賠償責任共済	200円

= 各種特約の掛金

あなたの掛金の合計は...

円 となります。

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

1 貸家等をお持ちの方
2 4 とお進みください。

1 + 2 持ち家にお住まいの方
2 4 とお進みください。

2 借家などにお住まいの方
3 4 とお進みください。

新火災共済+新自然災害共済